昭和三十二年厚生省令第十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則

第一章 保険医療機関の療養担当

(食事療養)

- **第五条の三** 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。
- **2** 保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、食事療養標準負担額の 支払を受けることにより食事を提供するものとする。
- **3** 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養に ふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及 び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- **4** 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に 関する事項を掲示しなければならない。

(生活療養)

- 第五条の三の二 保険医療機関は、その入院患者に対して生活療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならない。
- 2 保険医療機関は、生活療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、生活療養標準負担額の 支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成するも のとする。
- **3** 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて生活療養を行う場合には、当該療養に ふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及 び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- **4** 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に 関する事項を掲示しなければならない。

(保険外併用療養費に係る療養の基準等)

- 第五条の四 保険医療機関は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関して第五条第二項又は第三項第二号の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- **2** 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。